

令和7年
10月1日から

再生資源集積所の

利用方法が変わります

日立市
【説明会資料】
令和7年5月作成

～ 今後は誰もが利用できる集積所へ ～

1 用具出し当番について



これまでの当番制では、

- ① 当日の朝に木札（種類ごとの看板）や分別袋を並べる
- ② 排出の状況を確認する
- ③ 業者回収後は、木札や分別袋を片付ける
- ④ 次の当番の方へ用具類を届ける（一部の地域）

2 利用方法の変更内容について

ステップ1

収集日の前日(前々日)に市が再生資源の分別袋を入れた専用ボックスを集積所に設置



全ての集積所に看板設置



専用ボックス
(イメージ)

ステップ2



変更のポイント

集積所を利用される方が、専用ボックスから必要な分別袋を取り出し、缶、ビン、ペットボトルを排出

※並べ方や分別方法は変わりません。



ステップ4

回収業者が、排出された再生資源を回収した後、中身が空になった分別袋を専用ボックスに戻し入れ、その後、市が専用ボックスを回収



ステップ3

持参した資源物の分別袋が並んでいない場合は、専用ボックスから該当する分別袋を取り出して排出

※基本的に、最初から全ての分別袋が並んでいる状態ではありません。



裏面に続く